

答 申

1 審査会の結論

熊谷市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年3月1日付けで行った行政情報部分公開決定処分は妥当である。

2 事案の概要

(1) 行政情報の公開請求

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇及び同代表取締役 〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）は、令和5年2月15日付けで、熊谷市情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、熊谷市長に対して「令和〇年〇月から令和〇年〇月まで〇〇〇〇に関する〇〇新設の資料で決裁資料または収受資料一式」についての行政情報の公開を請求した。

(2) 本件情報公開請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件情報公開請求の内容から該当する文書を特定し、令和5年3月1日付け熊保育発第2843号で、行政情報部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求書の受理

令和5年3月14日付けで、審査請求人は、本件処分の取消し及び真に非開示とすべき部分を除いて全て公開することを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

(4) 実施機関の決定及び通知（追加開示）

令和5年3月14日付けの審査請求書による審査請求人の指摘を受け、改めて文書を探索した結果、公開すべきものが見つかったため、実施機関は、令和5年4月28日付け熊保育発第157号で、行政情報部分公開決定を行った。

(5) 弁明書

実施機関は、令和5年6月7日付け熊保育発第338号で、審査請求に対する弁明を行った。

(6) 反論書

審査請求人は、令和5年7月5日付けで、令和5年6月7日付け熊保育発第338号に対する反論を行った。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 電話対応記録について

令和3年2月4日に、審査請求人が実施機関に対し行った〇〇の整備意向調査の結果に関する電話照会に対し、実施機関の職員が折り返し審査請求人に回答したことに係る記録は、熊谷市文書管理規程（平成17年訓令第9号）によれば、5年間保存すべきものであるため、存在しているのではないか。

イ 〇〇整備計画調査への回答文書の特定について

令和3年5月27日に、実施機関が電子メールにて行った〇〇の整備計画調査に当時審査請求人が回答したにもかかわらず、当該文書が特定されていない。

ウ 捜査関係事項照会書の特定について

熊谷警察署が熊谷市へ行った捜査関係事項照会書が特定されていない。

エ 熊谷市情報公開条例（平成17年法律第10号。以下「条例」という。）第7条第1項第3号ウに基づき公開を求めることについて

〇〇の職員らによる虚偽内部告発の形をとった営業妨害（偽計業務妨害）について、今後このようなことがないようにする観点（公益性）から、条例第7条第1項第3号ウ「ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」として、黒塗部分の公開を求める。

(2) 実施機関の主張

ア 電話対応記録について

電話対応記録は、一律に文書を作成するものではなく、内容の重要度に応じて作成することとしている。審査請求人が主張する電話に係る対応記録については、当該電話の内容が照会に対するものであり、通常の事務処理の範疇であることから作成していないものである。

イ 〇〇整備計画調査への回答文書の特定について

請求人からの指摘に基づき再度文書の探索を行った結果、該当する文書が確認できたため、行政情報部分公開決定処分（令和5年4月28日）を行った。

ウ 捜査関係事項照会書の特定について

審査請求人は、捜査関係事項照会書が当然に存在するような主張をしているが、その根拠は示されていない。また、捜査関係事項照会書は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」のうち「訴訟に関する書類」に該当する。「訴訟に関する書類」とは、東京都個人情報保護審査会における平成30年3月8日の答申（情報公開等審査会答申事例集 第1巻 1617.14）によれば、「裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士、その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。」とされている。刑事訴訟法第47条では、これを「公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定している。

したがって、本件公開請求に係る行政情報は、法人名や書類の内容が具体的

に示された上で行われたものであり、その存否を明らかにすること自体が、「訴訟に関する書類」の一部を公開することと同様の効果をもたらすものであり、条例第8条の規定により拒否できるものである。

エ 条例第7条第1項第3号ただし書ウに基づき公開を求めることについて

審査請求人は、条例第7条第1項第3号ただし書を引用して開示すべきであると主張しているが、条例第7条第1項各号は、非公開情報に関する規定であり、条例第7条第1項第3号本文では、非公開情報として「法人その他の団体に関する情報であつて当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位、社会的地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められるもの」と規定している。審査請求人は、当該規定のただし書を適用すべきであると主張するが、この規定は、条例第7条第1項第3号ただし書アにおいて「事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため」と、条例第7条第1項第3号ただし書イについては「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するため」と規定され、当該目的に照らして「公開することが必要であると認められるもの」については、公開するとしたものである。条例第7条第1項第3号ただし書ウについては、これらに準じる情報の公開について定めた規定であり、条例第7条第1項第3号ただし書ア及びイのいずれの規定も「法人の事業活動等」によって生じ、又は生じるおそれのある危害又は支障を防止する目的であることから、条例第7条第1項第3号ただし書ウについても同様に「法人の事業活動等」により「生じ又は生じるおそれのある危害又は支障を防止する」目的において、「公表することが公益上必要と認められる情報」と解される。審査請求人は、「〇〇の職員らによる虚偽内部告発の形をとった営業妨害（偽計業務妨害）について今後このようなことがないようにする観点（公益性）」と主張するが、「〇〇の職員らによる虚偽内部告発の形をとった営業妨害（偽計業務妨害）」は法人の事業活動により生じる危害又は支障には当たらない。

また、仮に当たるとした場合でも非公開としたものは法人の人事情報及び借入に関する情報の内部情報であることから、これらを公開した場合に請求人が主張するような「今後このようなことがないようにする」効果が生じるものとは言えない。このことから審査請求人の主張は不当である。

4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月27日 諮問書の受理
- ② 同年 11月 8日 弁明書及び反論書の写しの受理
- ③ 同年 11月24日 実施機関の意見聴取及び審議

④ 令和6年 1月19日 審議

5 審査会の判断

(1) 電話対応記録について

熊谷市文書管理規程第41条では、「口頭により連絡又は通知等を受けた場合は、軽易なものを除き、連絡票（様式第8号）を使用するものとする。」と規定されている。何らかの照会に関し、照会先から問い合わせがあることは、事務処理において当然に生じるものであり、これを軽易なものであると判断することが不適切であるとは言えず、通常の事務処理の範疇であることから作成していないとの実施機関の説明に不自然な点があるとは言えない。

(2) ○○整備計画調査への回答文書の特定について

文書の特定が足らなかった点については不適切であるが、実施機関は、当該文書について、追加の行政情報部分公開決定処分（令和5年4月28日）を行っているため、審査請求人の主張は、その理由を欠くこととなっている。

(3) 捜査関係事項照会書の特定について

刑事訴訟法第47条では、訴訟に関する書類は、原則として、公判の開廷前には公にしないこととされている。訴訟に関する書類については、国家公安委員会・警察庁における「国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準（平成18年3月 令和4年4月1日一部改正）」の30頁『6「訴訟に関する書類」について』では、「一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。」とされている。

捜査関係事項照会書は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく文書であり、刑事訴訟手続における捜査活動の一環で作成・取得される文書であることから、上記「訴訟に関する書類」に該当するものである。

また、条例第7条第1項第8号では、非公開とする情報として「法令又は条例の定めるところにより、明らかに公開することができない情報」と定めていることから、刑事訴訟法第47条により公にしないこととされている訴訟に関する書類は、条例第7条第1項第8号の規定により非公開情報となるものである。

その上で、実施機関が条例第8条の規定により、「当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」としたことについて検討する。

本件審査請求に係る情報公開請求の内容は、「○○○○に関する○○新設の資料」である。この請求内容から、捜査関係事項照会書の存在を伺い知ることはできず、特定の法人名や資料の内容が具体的に明記されていることから、その存否を回答することによって、捜査機関が「○○○○に関する○○新設の資料」について捜査しているか否か推知させる結果となる。このことは、条例第7条第

1項第8号に規定する「法令又は条例の定めるところにより、明らかに公開することができない情報」を開示したことと同じ効果を生じるものであり、実施機関が条例第8条の規定により拒否できるものとした判断は、妥当であると認めるのが相当である。

(4) 条例第7条第1項第3号ただし書ウに基づき公開を求めることについて

条例第7条第1項3号本文は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保護する観点から、事業に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益が損なわれるおそれがあると認められる情報を非公開とするものである。その一方で、法人等又は事業を営む個人の事業活動は、広く市民活動に関わる社会性を有していることから、同号ただし書において、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報について、公開することを定めているものである。

審査請求人が公開を求める「〇〇の職員らによる虚偽内部告発の形をとった営業妨害（偽計業務妨害）」という情報の示すところが定かではなく、その存否について論じるものではないが、条例第7条第1項第3号の趣旨は、すでに述べたとおり事業活動の社会性に鑑み、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するための情報を公開することを定めたものであることから、審査請求人の主張する「今後このようなことがないようにする観点（公益性）」という点について想定するものではない。

また、非公開とした情報には、条例第7条第1項第3号の「法人等に関する情報」のほか、同項第1号の「個人に関する情報」が含まれることから、たとえ特定の個人が識別されなくても、公開することにより、なお個人の権利利益が損なわれるおそれがある。そして、個人の権利利益を害してもなお公開すべき特別な事由も見受けられない。したがって、それらの非公開とする部分を除いて公開するとした実施機関の判断は妥当である。

(5) 結論

以上の理由から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

南部 あゆみ、中村 武司、自在 暁